

ひらかたゼロカーボン推進事業

(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)

募集要項

令和6年10月7日

枚方市

目 次

第1	<u>事業内容に関する事項</u>	1
1.	<u>事業の名称</u>	1
2.	<u>事業の対象となる公共施設等の名称</u>	1
3.	<u>公共施設等の管理者等の名称</u>	1
4.	<u>事業の背景と目的</u>	1
5.	<u>事業概要</u>	2
5.1.	<u>事業計画の策定及び実行</u>	2
5.2.	<u>市有施設照明設備改良事業</u>	2
5.3.	<u>市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業</u>	3
5.4.	<u>市有施設電力調達業務</u>	5
6.	<u>事業方式・事業スキーム</u>	5
6.1.	<u>事業方式</u>	5
6.2.	<u>本事業の実施に係る協定等</u>	6
6.3.	<u>事業者の収入</u>	7
7.	<u>事業期間</u>	8
7.1.	<u>事業期間</u>	8
7.2.	<u>事業実施のスケジュール</u>	8
8.	<u>遵守すべき法令及び許認可等</u>	9
第2	<u>民間事業者の募集及び選定に関する事項</u>	10
1.	<u>募集及び選定</u>	10
2.	<u>参加資格要件</u>	10
2.1.	<u>応募者の構成</u>	10
2.2.	<u>参加資格要件</u>	12
2.3.	<u>参加資格確認基準日</u>	15
2.4.	<u>構成企業の変更</u>	15
2.5.	<u>再委託等の禁止</u>	15
3.	<u>最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法</u>	15
3.1.	<u>審査会の設置</u>	15
3.2.	<u>第一次審査（資格審査）</u>	15
3.3.	<u>第二次審査（事業審査）</u>	15
3.4.	<u>留意事項</u>	16
4.	<u>最優秀提案者及び優秀提案者の選定手順</u>	16
4.1.	<u>選定スケジュール</u>	16
4.2.	<u>選定方法</u>	17
5.	<u>地域経済の振興等に関する配慮</u>	21
第3	<u>提出書類</u>	22
1.	<u>提出書類の内容</u>	22

2.	<u>提出書類の取扱い</u>	22
2.1.	<u>本事業において使用する言語</u>	22
2.2.	<u>知的財産権等</u>	22
2.3.	<u>提出書類の変更の禁止</u>	23
2.4.	<u>提出書類の返却</u>	23
2.5.	<u>情報公開</u>	23
2.6.	<u>書類作成に要する費用</u>	23
第4	<u>事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</u>	24
1.	<u>事業者の責任の明確化に関する事項</u>	24
1.1.	<u>責任分担の基本的考え方</u>	24
1.2.	<u>想定されるリスクと責任分担</u>	24
1.3.	<u>リスクが顕在化した場合の費用負担の方法</u>	24
2.	<u>受注者の責任の履行の確保に関する事項</u>	24
2.1.	<u>提供されるサービスの水準</u>	24
2.2.	<u>事業者による業務品質の確保</u>	24
2.3.	<u>事業の実施状況のモニタリング及び改善要求措置</u>	24
2.4.	<u>業務の履行の検査等</u>	25
3.	<u>事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項</u>	25
3.1.	<u>疑義が生じた場合の措置</u>	25
3.2.	<u>管轄裁判所の指定</u>	25
4.	<u>事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</u>	25
4.1.	<u>事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置</u>	25
4.2.	<u>事業の継続が困難となった場合の措置</u>	25
4.3.	<u>事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合</u>	26
4.4.	<u>市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合</u>	26
4.5.	<u>いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合</u>	26
5.	<u>法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</u>	26
5.1.	<u>法制上及び税制上の措置に関する事項</u>	26
5.2.	<u>財政上及び金融上の支援に関する事項</u>	26
5.3.	<u>その他の措置及び支援に関する事項</u>	27
第5	<u>その他本事業の実施に関し必要な事項</u>	28
1.	<u>担当部署</u>	28
2.	<u>その他</u>	28
2.1.	<u>情報提供</u>	28
2.2.	<u>問合せ先</u>	28

- 別添資料 1 事業対象施設一覧（市有施設照明設備改良事業）
- 別添資料 2 事業対象施設一覧（市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業）
- 別添資料 3 事業対象施設一覧（市有施設電力調達業務）
- 別添資料 4 リスク分担表

第1 事業内容に関する事項

1. 事業の名称

ひらかたゼロカーボン推進事業
(効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入)

2. 事業の対象となる公共施設等の名称

要求水準書による

3. 公共施設等の管理者等の名称

枚方市長 伏見 隆

4. 事業の背景と目的

国においては、第6次エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画が策定され、再生可能エネルギーの主力電源化と設備導入・活用の加速化に関して、自治体の役割や期待されることが具体的に示されている。

枚方市（以下「本市」という。）では、令和2年2月に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を宣言し、再生可能エネルギーの率先導入に取り組んできた。本事業では、令和5年度に実施した公共施設への太陽光発電導入可能性調査の結果も活用し、市有施設での創エネ・省エネ設備導入を図るものである。

また、今般において、エネルギー価格高騰や電力供給に係る契約の入札の不調による電気料金の高騰対策等が課題となっていることから、長期の電力一括調達によるスケールメリットを活かして、太陽光発電設備や再生可能エネルギーを導入し、さらに省エネ設備を導入も合わせて一体的に取り組むことにより、「調達の効率化」「安定調達」「脱炭素化」の同時達成をめざすものである。

5. 事業概要

ひらかたゼロカーボン推進事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、より効率的かつ効果的に実施できる事業とすることを目的としている。本事業においては、長期の電力一括調達のスケールメリットを活かした太陽光発電設備導入（PPA）や再生可能エネルギーを目指すもので、本市の公共施設（以下「市有施設」という。）の既存照明器具をLED照明器具に更新を行う「市有施設照明設備改良事業」、対象となる市有施設に太陽光発電を導入し継続して電力を供給する「市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業」、複数の市有施設の電力を一括して調達する「市有施設電力調達業務」を、一体のものとして実施する事業である。

本事業に係る本市との協定及び契約（以下「事業契約」という。）を締結し、事業契約に従い本事業を実施する民間事業者又は複数の民間事業者で構成されるコンソーシアム（以下、個別に又は総称して「受注者」という。）が行う主な業務は次のとおりである。

なお、具体的な実施事項については、要求水準書に示す。

5.1. 事業計画の策定及び実行

受注者は、募集要項、要求水準書、基本協定書、事業契約書等及び本市に提出した提案書（以下「事業仕様書等」という。）に基づき、本事業に関する事業計画を策定すること。受注者は、事業計画策定にあたり、事業仕様書等を厳守し、性能の確保、品質管理、現場管理、安全管理に十分留意すると共に、契約期間内にそれぞれの業務及び調達を完了できる具体的な計画を作成すること。

また、公募時の提案を実施するための実施設計や実施計画等については、本市と受注者は互いに対等な立場で誠実に協議し、事業実施にあたっては、書面（電子媒体含む）をもって、承諾、協議、質問、連絡、報告等を行い、相互に合意形成を図りながら、計画、準備、施工、監理、検査等に必要な作業を実施すること。

なお、コンソーシアムの代表者は、受注者の計画を把握し、本事業全体を統括し適切な進捗管理に努めること。

5.2. 市有施設照明設備改良事業

以降に示す市有施設の既存照明器具をLED照明器具に更新するために必要な設計、施工、工事監理を行うこと。

(1) 対象施設

対象施設は別添資料1に示す施設とし、各施設の施工時期については、原則、本市の想定するスケジュールに基づき実施すること。なお、施工時期は、本市の都合等により変更となる場合がある。

(2) 業務概要

①に示す事業内容を達成するため、②の業務を行うこと。

① 想定する事業内容

本市が想定する対象施設及び事業内容は、次のとおりである。

表 対象施設及び事業内容

施設名	想定する事業内容
別添資料 1 に示す施設	LED 照明設備の更新

② 想定する業務

- a. 設計業務
 - ・ 現地調査
 - ・ 実施設計
 - ・ 申請等業務（必要な関係官公庁に関する諸手続）
- b. 施工業務
- c. 工事監理業務
- d. その他業務を実施するうえで必要な業務

5.3. 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業

以降に示す建築物及びその敷地において、太陽光発電設備を導入するための調査・設計、施工、並びに継続した電力供給を図るための維持管理、運営を行うこと。

(1) 対象施設

対象施設は、別添資料 2 に示す施設とする。

(2) 業務概要

①に示す事業内容を達成するため、②の業務を行うこと。

① 想定する事業内容

本市が想定する対象施設及び事業内容は、次のとおりである。

表 対象施設及び事業内容

施設名	想定する事業内容
別添資料 2 に示す施設	電力購入契約（PPA）

② 想定する業務

電力購入契約（PPA）を行うにあたり、発生することが想定される業務は以下のとおりである。

- a. 調査・設計業務
 - ・ 現地調査
 - ・ 実施設計
 - ・ 申請等業務（必要な所管官庁に関する諸手続）
- b. 施工業務
- c. 行政事務支援業務（交付金の申請、会計実地検査等）
- d. 維持管理・運営業務

本業務に関する留意事項は以下のとおりである。

- ・ 本市が、太陽光発電設備を設置可能と判断した施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を申請すること。使用に伴う施設使用料は全額免除とする。
- ・ 本事業で整備した太陽光発電設備の撤去は、本事業に含まないものとする。また、既設受配電設備の改造は本事業に含むものとする。
- ・ 事業終了後、設備を本市へ譲渡（原則として無償）するものとし、本市が撤去を希望する場合は、協議の上、受注者は設備を撤去し、原状回復を行うものとする。この場合、撤去にかかる費用は本市が負担するものとする。
- ・ 本事業は環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用して行うものであるため、FIT 及び FIP 制度の認定を受けることはできないものである。

5.4. 市有施設電力調達業務

以降に示す市有施設への電力を一括して調達する事業である。なお、供給する電力のうち、一部、再エネ電力の調達を行うこと。詳細は、要求水準書に示す。

(1) 需要場所

需要場所は、別添資料3のとおりである。

(2) 業務概要

電力需要場所で使用する電力(業務用電力)について②の条件を踏まえ供給を行うこと。

① 調達物件

市有施設で使用する電気

② 調達物件の内容

- ・ 予定使用電力量 28,000,000 キロワット時 (年間)
- ・ 需要場所ごとの年間予定使用電力量は、別添資料3に示す。

6. 事業方式・事業スキーム

6.1. 事業方式

本事業は、以下に示す各事業方式により事業・業務を実施することとする。

表 事業方式

事業・業務	事業方式
市有施設照明設備改良事業	受注者が市有施設の照明LED化を行うための調査・設計、施工（既存照明設備の撤去・新設照明設備の設置）を行ったうえで、本市に所有権を移転する設計施工一括発注（DB：Design Build）方式
市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業	市有施設敷地内に民間事業者が太陽光発電設備を設置し、事業期間中において全ての発生電力を当該施設に売電し、最長20年間の維持管理及び運営を行う、電力購入契約（PPA：Power Purchase Agreement）
市有施設電力調達業務	受注者が需要場所に対し、事業期間中において電力の供給を行う、従来型電力調達契約方式

6.2. 本事業の実施に係る協定等

本市は、本事業を実施するため、次に掲げる協定等を締結する。

(1) 基本協定

本市は、「公募型プロポーザル方式」により選定された最優秀提案者と協議を行い、協議が調った段階で、最優秀提案者を契約候補者として、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

ただし、契約候補者に事故等があり、協定の締結に至らなかった場合は、次点者（優秀提案者）に対し、同様の手続きを行うこととする。

(2) 事業契約

市有施設照明設備改良事業、市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業、市有施設電力調達業務について、それぞれの事業・業務を実施する契約候補者と事業契約を締結する。

ただし、契約候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者（優秀提案者）に対し、同様の手続きを行うこととする。

① 市有施設照明設備改良事業に係る事業契約

a. 仮契約の締結

本市は、市有施設照明設備改良事業について、契約候補者との間で設計建設工事請負契約の仮契約を締結する。

b. 議会の議決

前項に示す仮契約は、議会による議決を得て効力を得ることができるものとする。本市は、最優秀提案者との協議が調った後、最優秀提案者を契約候補者として仮契約を締結し、議会に工事の請負契約に関する議案を提出する予定である。なお、仮契約の締結後、議会の議決が得られず契約締結が行えない場合、それまでに要した本市及び民間事業者の費用は、各自の負担とする。

② 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業に係る事業契約

本市は、市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業について、契約候補者との間で電力購入契約（PPA：Power Purchase Agreement）を締結する。

③ 市有施設電力調達業務に係る事業契約

本市は、市有施設電力調達業務について、契約候補者との間で電力調達契約を締結する。

6.3. 事業者の収入

本事業において、本市が受注者に支払う対価は以下のとおりである。

(1) 市有施設照明設備改良事業に係る対価

本市は、「市有施設照明設備改良事業」の対価として、事業契約に予め定める額を受注者に支払う。上限金額は、以下のとおりとする。

表 年度ごとの上限金額

年度	上限金額（税込）
令和7年度	174,359,900 円
令和8年度	157,199,900 円
令和9年度	146,612,400 円
合計	478,172,200 円

(2) 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業に係る対価

本市は、「市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業」により発生した電力の買取り額となる対価を、受注者に支払う。上限金額は、参加表明書を提出した者（以下「応募者」という。）に対して通知する。

なお、本事業は環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「交付金」という。）」を原資の一部として活用するものである。交付金相当額については、113,344 千円を限度（ただし、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に定める対象となる費用の50%が上限）として令和9年度の太陽光発電設備完成時に一括で支払う予定のため、令和9年12月までに施工を完了すること。

応募者は、交付金相当額を除く金額に基づき、本市が支払う対価を提案すること。また、使用許可に伴う施設使用料は全額免除を条件として、本市が支払う対価を提案すること。

(3) 市有施設電力調達業務に係る対価

本市は、「市有施設電力調達業務」として受注者が供給する電力の買取り額となる対価を、受注者に支払う。上限金額は、参加表明書を提出した応募者に対して通知する。

7. 事業期間

7.1. 事業期間

本事業の事業期間は、次のとおりとする。

表 事業期間

業務	事業期間・調達期間
市有施設照明設備改良事業	事業契約の効力を発する日（市議会の議決の日）から 令和10年3月31日（約3年間）
市有施設太陽光発電設備導入 （PPA）事業	令和7年2月（予定）から令和30年3月31日（予定） （整備完了期限 令和9年12月／運転期間 最長20年間）
市有施設電力調達業務	令和7年2月（予定）から令和12年3月31日（予定） （電力の供給開始は令和7年4月1日から） （約5年間）

7.2. 事業実施のスケジュール

事業実施のスケジュールは以下のとおりとする。

(1) 基本協定の締結

基本協定の締結 令和7年2月

(2) 市有施設照明設備改良事業のスケジュール

仮契約の締結 令和7年2月
事業契約の締結 令和7年3月（市議会の議決）
施設整備（設計・施工） 事業契約の締結日～令和10年3月
最終引渡し 令和10年3月

(3) 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業のスケジュール

事業契約の締結 令和7年2月（調査・設計業務への着手前まで）
施設整備（設計・施工） 事業契約の締結日～令和9年12月（予定）
電力供給開始 受注者の提案による
電力供給、維持管理・運営 供給開始～令和30年3月31日（予定）

(4) 市有施設電力調達業務のスケジュール

事業契約の締結 令和7年2月
電力調達 令和7年4月1日～令和12年3月31日

8. 遵守すべき法令及び許認可等

応募者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守すること。関係法令等（参考）については、要求水準書に示す。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定

本事業は、事業期間を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的なサービスの提供を求めるものであり、幅広い事業能力を総合的に評価することが必要となる。また、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性を確保した事業者の選定を行うことが必要である。

したがって、事業者の選定に当たっては、募集要項に示す参加資格を有しており、かつ、提案内容が本市の要求する要求水準を満足することを前提として、より良い提案を行った応募者を最優秀提案者、その次点の応募者を優秀提案者として選定する。

2. 参加資格要件

2.1. 応募者の構成

(1) 応募者の構成

本事業への参加を希望する者は、各事業・業務の全部又は一部を行う能力を有した複数の企業で構成されたコンソーシアムで応募することとする。

(2) コンソーシアム

コンソーシアムは、以下によるものとする。

- i. コンソーシアムで応募する際は、コンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という。）からコンソーシアムの代表者を選出（以下「代表企業」という。）すること。
- ii. 代表企業は、本プロポーザルの参加に係る手続を行うとともに、本事業の実施にあたる事業の全体を統括すること。
- iii. コンソーシアムの構成企業は、本プロポーザルに参加する他のコンソーシアムの構成企業になることができない。
- iv. 各構成企業の業務分担及び責任範囲等を定めた全構成企業が当事者となる協定書を締結し、第一次審査に関する書類の提出時に本市に提出すること。
- v. コンソーシアムの構成企業が、各事業の一部又は全部を実施するために共同企業体（以下「JV」という。）を組成することを認めるが、この場合においても、当該 JV の構成員が当事者となる協定書を締結し、第一次審査に関する書類の提出時に本市に提出すること。
- vi. 以下に該当する者は、本プロポーザルに参加する他のコンソーシアムの構成企業として参加することができない。

ア 事業協同組合（中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。）
と当該事業協同組合の構成員

イ JV と当該 JV の構成員

ウ 以下の資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者

なお、以下の「子会社等」・「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 91 条）に定めるものとする。

・資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

・人的関係

- 1) 一方の会社等の役員※が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員※が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

・事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員※と他方の会社等の役員※が、同居している場合
- 2) 一方の会社等※と他方の会社等※の本店（建設工事については建設業の許可に係る主たる営業所）又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等※と他方の会社等※の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（※には個人事業主を含む。）

2.2. 参加資格要件

(1) 共通の参加資格要件

- ・コンソーシアムの構成企業は、市がプロポーザル等支援業務を委託している下記の事業者及び当該事業者と前項の vi. ウに示す資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者でないこと。

事業者	国際航業株式会社 大阪支店
-----	---------------

- ・コンソーシアムの構成企業は、次の参加資格要件のいずれかを満たすこと。

① 参加表明書類締切日において、「枚方市競争入札参加資格」を有する者

② 参加表明書類締切日において、次の（i）～（ix）の条件をすべて満たす者

i.	次のイからホまでのいずれにも該当しない者であること。 イ. 成年被後見人 ロ. 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされている準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者 ハ. 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者 ニ. 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者 ホ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ii.	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと
iii.	建設工事については以下に該当するものであること イ. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受け、かつ、同法第 27 条の 23 第 1 項の審査を受けた者 ロ. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内事業者又は準市内事業者として建設工事の受注を希望する場合は、以下の条件を満たす者 ・市内業者については、本店の所在地（法人については本店の所在地の登記）が本市内にあり、かつ、建設業の許可に係る主たる営業所が本市内にあること。 ・準市内業者については、支店、営業所等（以下「支店等」という。）の所在地が本市内に登記されており、かつ、当該支店等が建設業の許可を受けており、当該支店等が契約を締結する権限を有すること。 ハ. ロの者については、以下の条件を満たす者 ・引き続いて 1 年以上の営業実績をもつこと。 ・法人にあつては、市内業者については本市内の本店の商業登記の法人登記日から 1 年以上、準市内業者については本市内の支店等の商業登記の法人登記日から 1 年以上の期間があること。個人にあつては、本市内において 1 年以上の営業の確認ができること。（なお、個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。） ニ. ロ以外の者については、以下の条件を満たす者 ・引き続いて 1 年以上の営業実績をもつこと。

	・法人にあっては、商業登記の法人登記日から1年以上あること。個人にあっては、1年以上の営業の確認ができること。（なお、個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。）
iv.	建設コンサルタント等・その他委託・物品等については以下に該当する者であること。 イ. 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けた者 ロ. 市内業者又は準市内業者として建設コンサルタント等・その他委託・物品等の受注を希望する場合は、以下の条件を満たす者 ・市内業者については、本店の所在地（法人については本店の所在地の登記）が本市内にあること。 ・準市内業者については、支店、営業所等（以下「支店等」という。）の所在地が本市内にあり、支店等が契約を締結する権限を有すること。 ハ. ロの者については、以下の条件を満たす者 ・引き続いて1年以上の営業実績をもつこと。 ・法人にあっては、市内業者については本市内の本店の商業登記の法人登記日から1年以上、準市内業者については商業登記の法人登記日から1年以上あり、かつ、本市内の支店等で1年以上の営業の確認ができること。個人にあっては、1年以上の営業の確認ができること。（なお、個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。） ニ. ロ以外の者については、以下の条件を満たす者 ・引き続いて1年以上の営業実績をもつこと。 ・法人にあっては、商業登記の法人登記日から1年以上あること。個人にあっては、1年以上の営業の確認ができること。（なお、個人から法人に変更した場合は個人の営業期間の加算可。）
v.	天災その他やむを得ない事由がある場合を除き、法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）並びに本市の市税を完納していること。
vi.	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
vii.	平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
viii.	平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
ix.	枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年枚方市要綱第66号）に基づく入札等除外措置を受けている者（（ii）に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（（ii）に掲げる者を除く。）でないこと。

(2) 各業務実施企業の参加資格要件

コンソーシアムの構成企業のうち、各事業・業務を実施する者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の事業・業務を行う企業は、それぞれの業務を実施する者に求める要件を満たすこと。

① 市有施設照明設備改良事業を行う者

区分	参加資格要件
設計業務	◇過去 15 年以内に、建築設計の元請としての施行実績を有すること。 ◇直接雇用する者で建築設計の実務経験を有する者を配置すること。
施工業務	◇建設業法第 3 条第 1 項の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。 ◇建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の結果について、電気工事に係る直近の総合評価値が、市内業者及び準市内業者は点数条件なし、その他業者は P 点 700 点以上の者であること。 ◇過去 15 年以内に電気工事で 1 億円以上の元請としての施工実績を有すること。 JV の構成員としての実績の場合は、出資比率で乗じた金額が上記条件を満たすこと。
工事監理業務	◇過去 15 年以内に、工事監理の元請としての施行実績を有すること。 ◇直接雇用する者で工事監理の実務経験を有する者を配置すること。

※施工業務と工事監理業務は、同一の企業又は資本面もしくは人事面で関連がある企業同士が実施してはならない。

② 市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業を行う者

市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業を行う者は、以下に示す要件を満たすこと。

- i. 過去 5 年度の期間において、本事業と同種・類似事業（PPA 事業、或いは公共施設、民間施設または土地等における太陽光発電設備の導入・維持管理事業（太陽光発電設備の規模は 50kw 以上のものに限る。））の履行実績を有すること（発電を開始しているものに限る）。
- ii. 本業務を実施する体制に、以下の資格を有する者を配置すること。
(ア)建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士（外部委託を含む）

③ 市有施設電力調達業務を行う者

市有施設電力調達業務を行う者は、以下に示す要件を満たしてください。

- i. 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定による登録を受けている者又はその小売電気事業者と電力販売の取次契約を締結している者であって、電力を供給することができる者であること。
- ii. 日本国内において予定使用電力量と同量の 28,000,000 キロワット時（年間）の供給実績を有すること。また、官公庁発注による電力供給の実績を有する者であること。

2.3. 参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、要件の中で特に定めがない限り、参加表明書類締切日とする。ただし、参加資格確認後、基本協定の締結日までの間に、コンソーシアムの代表企業が参加資格を欠くこととなった場合には失格とする。また、個別の事業契約の締結日（市有施設照明設備改良事業にあつては仮契約の締結日）までの間に代表企業または個別の事業契約の当事者となる構成企業が参加資格を欠くこととなった場合には、当該事業（代表企業が参加資格を欠くことになった場合はすべての事業）の事業契約を締結しないこととする。

2.4. 構成企業の変更

コンソーシアムの構成企業の変更は、最優秀提案者及び優秀提案者の決定の前後を問わず原則として認めないものとしますが、やむをえない事態が生じた場合は本市の承諾の上で変更することができることとする。なお、代表企業の変更は認めない。

2.5. 再委託等の禁止

受注者（コンソーシアムの構成企業を含む）は、本事業・業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、あらかじめ本市の承諾を受けた場合はこの限りではない。

3. 最優秀提案者及び優秀提案者の選定方法

本事業を実施する民間事業者の選定は、応募者が参加資格を満たしていることを確認する第一次審査（資格審査）と、応募者による本事業の提案内容を審査する第二次審査（事業審査）の二段階により実施することを予定している。

3.1. 審査会の設置

本市は、学識経験者等5名で構成される「枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

審査会は、同審査会が定める評価基準に基づいて応募者の提出した提案書類等の審査を行い、審査会の審査により応募者から最優秀提案者と優秀提案者を選定する。

3.2. 第一次審査（資格審査）

第一次審査は、募集要項に示す参加資格要件を満たしていることの確認を目的とするものであり、第一次審査に関する書類を提出した応募者を対象に参加資格の有無の確認を行う。

3.3. 第二次審査（事業審査）

第一次審査の結果、参加資格があると認められた応募者は、募集要項、要求水準書、評価基準、様式集及び記載要領、その他募集要項の内容を補足するために提示する資料（以

下「募集要項等」という。)に基づき、応募者の作成した本事業の提案内容を記載した第二次審査に関する書類(以下「提案書類等」という。)を本市に提出すること。

審査会は、同審査会が定める審査基準に基づいて応募者の提出した提案書類等の審査を行い、最優秀であった応募者を最優秀提案者、次点であった応募者を優秀提案者として選定する。

3.4. 留意事項

(1) 失格事項

本プロポーザルの実施において、以下に該当する事項が確認された場合は、当該応募者を失格とする。

- i. 本プロポーザルの参加資格要件を満たさない場合
- ii. 提出書類が、「募集要項」及び「様式集」に示された条件に適合しない場合
- iii. 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- iv. 応募者及びその関係者が、審査会の委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- v. 第二次審査のプレゼンテーション・ヒアリングにおいて指定された時間に遅れた場合
- vi. 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- vii. その他、募集要項等に違反する等、審査会が不適格と認めた場合

(2) プロポーザルの中止

本市は、以下の場合に本プロポーザルを中止する。

- i. 本市は、本プロポーザルへの応募者がいない場合又は、第一次審査における参加資格審査の通過者及び資格審査の通過後の辞退により審査の対象がいなくなった場合は、本プロポーザルを中止する。
- ii. 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、本事業を中止する場合がある。
- iii. 上記 i 及び ii の中止となる場合は、応募者に対して本市は一切の責任を負わない。

4. 最優秀提案者及び優秀提案者の選定手順

4.1. 選定スケジュール

以下の手順により、最優秀提案者及び優秀提案者を選定することを予定している。

表 最優秀提案者の選定スケジュール（予定）

日程	実施事項内容
令和6年10月7日（月）	公告
令和6年10月10日（木）～ 令和6年10月18日（金）	現地確認
令和6年10月15日（火）正午	質問締切（第一次審査の書類に関する質問）
令和6年10月21日（月）	質問回答（第一次審査の書類に関する質問）
令和6年10月25日（金）	参加表明書及び第一次審査の書類提出期限
令和6年10月25日（金）	質問締切（第二次審査の書類に関する質問）
令和6年11月1日（金）	質問回答（第二次審査の書類に関する質問）
令和6年11月1日（金）	第一次審査の審査結果に関する通知
令和6年11月22日（金）正午	第二次審査の書類提出期限
令和6年12月12日（木）	プレゼンテーション・ヒアリング出席依頼
令和7年1月16日（木）	プレゼンテーション・ヒアリング
令和7年1月22日（水）	第二次審査の審査結果に関する通知
令和7年2月28日（金）（予定）	基本協定、事業契約（市有施設照明設備改良事業は仮契約）
令和7年3月 議会の議決日	市有施設照明設備改良事業本契約

4.2. 選定方法

(1) 募集要項及び参考資料の配布

募集要項は、令和6年10月7日（月）～令和6年10月25日（金）午後5時まで、枚方市環境部環境政策課ホームページから入手するものとする。また、参考資料は担当部署で配布（一部閲覧のみ）するものとする（開庁日のうち、午前9時～正午まで、午後1時から午後5時までの間とする）。

(2) 現地確認

事業の対象施設において、現地確認を実施する期間を設ける。ただし、施設の状況により現地確認ができない場合もある。

① 申込受付期間

令和6年10月7日（月）～令和6年10月16日（水）正午まで

② 現地確認実施期間

令和6年10月10日（木）～令和6年10月18日（金）

③ 現地確認申込方法

現地確認の申込方法は電子メールのみとし、電話、口頭による質疑は受け付けられないものとする。

申込受付期間内に、様式Ⅰ－1「現地確認申込書」に希望日をご記入の上、電子メールの件名を「【事業者名】現地確認申込」として、下記のアドレスに送信すること。

現地確認実施日は、現地確認申込書を提出された事業者の担当者宛に電子メールにて連絡する。

申込先：枚方市環境政策課 kankyoseisaku@city.hirakata.osaka.jp

[国際航業\(株\) ppp-pfi@kk-grp.jp](mailto:ppp-pfi@kk-grp.jp)

(3) 第一次審査の書類に関する質問及び回答

① 質問受付期間

令和6年10月8日（火）～令和6年10月15日（火）正午まで（必着）

② 質問方法

質疑の提出方法は電子メールのみとし、電話、口頭による質疑は受け付けられないものとする。

質問受付期間内に、様式Ⅰ－2「第一次審査の書類に関する質問書」に質問を記入の上、電子メールの件名を「【事業者名】質問送付（第一次審査の書類に関する質問）」として、下記のアドレスに送信すること。

申込先：枚方市環境政策課 kankyoseisaku@city.hirakata.osaka.jp

国際航業㈱ ppp-pfi@kk-grp.jp

③ 回答公開日時・方法

令和6年10月21日（月）に枚方市ホームページで掲載予定。

ただし、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知する。

また、質問内容によっては、回答を提示するまで期間を要する場合がある。

※回答内容は、本件募集要項等と一体のものとして取り扱うため、必ず参照すること。

(4) 第二次審査の書類に関する質問及び回答

① 質問受付期間

令和6年10月8日（火）～令和6年10月25日（金）午後5時まで（必着）

② 質問方法

質疑の提出方法は電子メールのみとし、電話、口頭による質疑は受け付けられないものとする。

質問受付期間内に、様式Ⅰ－3「第二次審査の書類に関する質問書」に質問を記入の上、電子メールの件名を「【事業者名】質問送付（第二次審査の書類に関する質問）」として、下記のアドレスに送信すること。

申込先：枚方市環境政策課 kankyoseisaku@city.hirakata.osaka.jp

国際航業㈱ ppp-pfi@kk-grp.jp

③ 質問への回答方法

令和6年11月1日（金）に枚方市ホームページで掲載予定。

ただし、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知する。

また、質問内容によっては、回答を提示するまで期間を要する場合がある。

※回答内容は、本件募集要項等と一体のものとして取り扱うため、必ず参照すること。

(5) **参加表明書及び第一次審査の書類提出**

① **受付期間**

令和6年10月8日（火）～令和6年10月25日（金）午後5時まで（必着）

② **提出先**

提出先は、「第5 1. 担当部署」とする。

参加を希望する場合は、受付期間内に、様式集「第一次審査に関する提出書類」に必要な事項を記入し、「第一次審査書類確認書」を使って提出書類に不備がないことを確認した上で、持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

③ **提出部数**

提出部数については、5部（正本：1部、副本：4部）とする。

(6) **参加資格確認結果の通知**

参加資格確認結果は、令和6年11月1日（金）を目途に、参加表明書を提出された事業者の担当者宛に電子メールにて通知を行う。

(7) **提案書の提出**

① **受付期間**

令和6年11月12日（火）～令和6年11月22日（金）正午まで（必着）

② **提出先**

提出先は、「第5 1. 担当部署」とする。

受付期間内に、様式集「第二次審査に関する提出書類」に必要な事項を記入し、持参または郵送にて提出すること。郵送の場合は、簡易書留など記録が残る方法で送付すること。

③ **提出部数**

提出部数については、リングファイル（A4版タテ）10部及びデータを格納したディスク（DVD-R）2部とする。ただし、様式集「企画提案書（事業計画 確認事項一覧）」については、別冊（A4版ヨコ）とすること。提案部分には事業者を特定できる記述等（具体的な社名やロゴマーク等）を記載しないこと。事業者を特定できる記載がある場合はその部分を消去した上で、審査会の審査を行う。

(8) **プレゼンテーション・ヒアリングの実施**

① **実施日時の通知**

プレゼンテーション・ヒアリング出席依頼及び場所等の詳細な情報は、令和6年12月12日（木）を目途に、提案書を提出された事業者の担当者宛に電子メールにて通知を行う。

② **開催日**

令和7年1月16日（木）（予定）（詳細については、別途通知。）

③ 会場

枚方市役所庁舎（予定）

（対面方式。詳細については、別途通知。）

④ 実施概要

- ・プレゼンテーション・ヒアリングの所要時間は、30 分程度（説明 15 分、質疑応答 15 分）を予定している（詳細については、別途通知）。

- ・プレゼンテーションは、提出された事業計画の内容について、様式集「企画提案書（事業計画 提案概要一覧）」の確認事項順に説明することとする。

なお、申請書類等の提出時に添付していなかった資料を新たに提出することは不可とする。

⑤ 審査委員による事前質問

審査委員から提案書についての質問がある場合は、提案書を提出された事業者の担当宛に電子メールにて事務局より質問を通知する。事業者は、プレゼンテーション・ヒアリング実施前の指定期日までに文書にて回答を作成し、事務局に提出すること。なお、質問の回答内容については、応募者の提案の一部として審査する。また、回答様式及び送付先については、質問の送付と合わせて連絡する。

(9) 審査方法・評価基準

ひらかたゼロカーボン推進事業（効率的なエネルギー調達と再生可能エネルギー導入）評価基準」に基づき審査委員が審査を行い、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者、次点者を優秀提案者として選定する。なお、プレゼンテーションで説明があった内容についても、応募者の提案の一部として審査するが、提案書記載に関連しない説明については審査対象外となるため、十分留意すること。

(10) 審査結果

審査結果は、令和 7 年 1 月 22 日（水）を目処に提案書を提出された全事業者の担当者宛に電子メールにて通知を行う。

審査結果の理由について説明を求める場合は、令和 7 年 1 月 26 日（月）17 時までにその理由の説明を書面により求めることができる。

なお、本プロポーザルの審査結果及び講評は、後日、本市のホームページにて公表する。

(11) 契約手続

最優秀提案者を契約候補者として、「第 1 6.1. 事業方式」に示すとおり各種契約を締結する。

5. 地域経済の振興等に関する配慮

応募者は、本事業の実施にあたり、以下等により市内企業の育成や地元経済の振興、並びに地域雇用に配慮したものとすることを期待する。

- ・ 物品等について市内で生産されるものを優先して購入すること。
- ・ 市内企業を積極的に採用すること。
- ・ 市民の雇用に努めること。
- ・ 障がい者の雇用が促進されること。

第3 提出書類

1. 提出書類の内容

応募者からの提出書類は以下のとおり。

・参加表明書及び第一次審査に関する提出書類

1. 提出期限 令和6年10月25日（金）午後5時（必着）
2. 提出先 第5 1. 担当部署
3. 提出物 様式集に示すとおり
4. 提出方法 持参または郵送
5. 提出部数 5部（正本：1部、副本4部）

・第二次審査に関する提出書類

1. 提出期限 令和6年11月22日（金）午後5時（必着）
2. 提出先 第5 1. 担当部署
3. 提出物 様式集に示すとおり
4. 提出方法 持参または郵送
5. 提出部数 提案書：10部（正本：1部、副本9部）、電子媒体：2部

2. 提出書類の取扱い

2.1. 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

2.2. 知的財産権等

(1) 知的財産権等の使用にあたる責任及び負担

知的財産基本法（平成14年法律第122号）に定める知的財産権として保護される権利の対象である事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等が提出書類に含まれる場合、この使用により生じる責任及び負担は、原則として応募者が負うこととする。

(2) 提出書類の著作権等

提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、その使用に関して、本事業に関する公表、展示その他本事業に関して本市が必要と認める時には、本市は応募者の同意を得た後、提案書の全部又は一部を無償で利用できることとする。

2.3. 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類を変更することは不可とする。

2.4. 提出書類の返却

応募者が提出した書類は返却しないこととする。

2.5. 情報公開

応募者が本市に提出した書類は、枚方市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示される場合がある。但し、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位、その他応募者の正当な権利を害するおそれがあると認められる情報は、非公開とする場合がある。

また、受注者が本事業を実施するにあたり作成し、又は、取得した文書等で受注者が管理するものは、同条例の趣旨に則った取扱規程等を受注者自らが作成し、本市による公表を行うことが出来るものとする。なお、情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前述の取扱規程等に定める。

2.6. 書類作成に要する費用

参加表明書、第一次審査書類、第二次審査書類、質問の書類の作成及び提出等、事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。

第4 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 事業者の責任の明確化に関する事項

1.1. 責任分担の基本的考え方

本市及び受注者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、良質かつ低廉な公共サービスの提供を目指す。

1.2. 想定されるリスクと責任分担

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、別添資料4によるものとする。

1.3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市及び受注者のいずれの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担する。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、本市と受注者が共同又は分担して負担することとし、その負担、方法については別添資料4による他、詳細を各事業契約書及び基本協定書に基づき協議する。

なお、本市及び受注者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

2. 受注者の責任の履行の確保に関する事項

2.1. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

2.2. 事業者による業務品質の確保

受注者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、受注者自ら、セルフモニタリングを実施すること。詳細については、要求水準書に示す。

2.3. 事業の実施状況のモニタリング及び改善要求措置

(1) モニタリングの方法等

本市は、受注者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、受注者と本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、セルフモニタリング結果、財務状況等をモニタリングし、必要に応じて是正又は改善を要求又は勧告を行う。

(2) 改善要求、支払の減額等

受注者の帰責事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合、本市は受注者に当該業務の実施方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求めるほか、受注者に支払うべき対価及びその他の費用を減額することができる。

2.4. 業務の履行の検査等

(1) 施設の検査

本市は、市有施設照明設備改良事業にあつては、施設の引渡しを受ける前に、検査を行う。また、市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業にあつては、工事完成時に、施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

上記の検査の結果、施設が事業契約に定めた条件に適合しない場合、本市は受注者に修補を求めることがある。

(2) 維持管理業務の検査

市有施設太陽光発電設備導入（PPA）事業にあつては、維持管理（保守・点検等）が適正に行われているか確認検査を実施する場合がある。なお、上記の検査の結果、事業契約に定めた条件及び要求水準に適合しない場合、本市は上記 2.3. (2) の措置を講じる。

3. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

3.1. 疑義が生じた場合の措置

本市が応募の手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書並びに本市と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、本市と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

3.2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に係る紛争については、大阪地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

4.1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに本市又は受注者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。

4.2. 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。

4.3. 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

受注者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める受注者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は受注者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。また、受注者が当該期間内に修復することができなかった場合は、本市は事業契約を解除することができる。

受注者が倒産し、又は受注者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、本市は事業契約を解除できる。

上記いずれかの規定により本市が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、本市は受注者に対して損害賠償の請求等を行うことができる。

4.4. 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

本市の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、受注者は事業契約を解除できる。

上記の規定により受注者が事業契約を解除した場合は、本市は事業契約の定めるところにより、受注者に生じた損害を賠償する。

4.5. いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

本市又は受注者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、本市及び受注者との間で本事業の継続の可否について協議することとする。

一定の期間内に上記の協議が調わない場合は、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は、事前に受注者に通知することにより、事業契約を解除できることとする。

以上の事由により事業契約が解除される場合の措置は、事業契約によるものとする。また、不可抗力の定義については、事業契約に定めるものとする。

5. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

5.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

受注者が事業を実施するにあたり、法制上又は税制上の優遇措置は想定しない。

5.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

受注者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

5.3. その他の措置及び支援に関する事項

本事業は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）（以下「環境省交付金」という。）」を活用して行うものであり、該当する事業に関しては、環境省交付金の要件等にあった調査・設計・工事等を実施すること。

本市は、受注者が事業を実施するにあたり必要な許認可等の取得について、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市及び受注者で協議する。

第5 その他本事業の実施に関し必要な事項

1. 担当部署

提出先	枚方市環境部環境政策課
住所	〒573-1162 枚方市田口 5-1-1
電話番号	050-7102-6005（ダイヤルイン）
メールアドレス	kankyoseisaku@city.hirakata.osaka.jp

2. その他

2.1. 情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000050816.html>

2.2. 問合せ先

上記 1. に同じ。